

三川町あんしん子育て応援事業の内容について

事業対象要件

- (1) 三川町に住民登録していること。
- (2) 町から教育・保育給付認定を受けていること。
- (3) 同一の保護者によって養育されている児童のうち、その出生の早い者から順番に数えて3番目以降の児童であること。(年齢や同時入所は問いません。)

免除または補助対象となるもの

- (1) 保育料
- (2) 給食費(副食費)
 - ・みかわ保育園・幼稚園 : 免除(徴収はありません)
 - ・上記以外の園 : 補助(一旦保護者が負担した後、支給します)

▼補助基準額の算定方法▼

実支出予定額に給食利用予定月数を乗じて得た額と、みかわ保育園・幼稚園で徴収する月額(月途中入所等の場合は日割計算による)に給食利用予定月数を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額。

(例) 食材料費(副食費)が月額5,000円の、町外A幼稚園に12ヶ月通う場合
(みかわ保育園・幼稚園は月額4,500円)

A幼稚園の副食費年間実支払額	みかわ保育園・幼稚園の副食費年間実支払額
5,000円×12ヵ月 =60,000円	4,500円×12ヵ月 =54,000円

60,000円と54,000円を比較し、少ない額を補助→補助額は54,000円

対象期間

申請した月から、当該年度の終了する月まで。(毎年度申請する必要があります。)
※5月末日までに申請された方は4月分に遡って適用します。

申請書類

- (1) 三川町あんしん子育て応援事業申請書兼同意書(様式第1号)
- (2) 給食副食費徴収予定額等証明書(様式第2号)

※様式第2号は、みかわ保育園・幼稚園、いのこ保育園、三川りっしょう子ども園に通う方は不要

留意事項

- (1) 申請した内容に変更が生じた場合は、異動届を提出してください。
- (2) 町税や事業対象児童及びその兄弟の保育料、給食費(副食費)に滞納がある場合は、免除または補助をしない場合があります。
- (3) バス利用料や早朝・延長保育料などの実費負担額等は、本事業の対象となりません。